

1. 本事業の目的

那覇港輸送効率化支援事業(以下、「本事業」という。)は、那覇港を利用する国際コンテナ貨物の効率的な輸送パターンへのシフトを支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進することを目的としております。

2. 支援内容

項目	内容
対象経費	海上輸送費、陸上輸送費、保管費等 ※保管費用については、輸送過程で生じる一時保管等が対象
支援対象額	シフト後の新たな輸送ルートにおける海上輸送費、陸上輸送費、保管費用等の合計額のうち 50%
最大支援額	100万円
対象貨物	コンテナ単位

3. 用語の定義

本事業において用いられる下記用語は以下に定める意味である。

- (1) 「1事業」とは、1輸送ルートのこと。
- (2) 「コンテナ1本」とは、20ft または 40ft コンテナのこと。(リーファーコンテナ含む)
- (3) 「従前ルート」とは、本事業申請時点から原則過去6ヶ月以内に輸送されたルートのこと。

4. 対象事業者

国際コンテナ貨物を輸送する荷主または物流企業

5. 支援対象の輸送パターン

以下の輸送パターンA、B、C、Dを支援対象とします。(※「別紙1」イメージ図参照)

- A: 海外から本土港湾経由で那覇港に移入されている貨物を、直接那覇港への輸入にシフト
- B: 海外から本土の主要な港を経由し、長距離で地方の港湾周辺に陸送されている貨物を、那覇港で輸入し、本土の地方の港湾への移出にシフト
- C: 那覇港から本土港湾経由で海外へ輸出されている貨物を、直接那覇港からの輸出

にシフト

D: 本土の地方の港湾周辺から長距離で陸送し、本土の主要な港を経由して海外へ輸出されている貨物を、本土の地方の港湾から那覇港に移入し、海外への輸出にシフト

6. 支援要件

- (1) 那覇港の定期航路の利用貨物であること
- (2) 下記のすべての要件を満たす事業であること。
 - ① 輸送をシフトすることにより、輸出入貨物の増大または那覇港を利用した効率的な輸送であると見込まれること
 - ② 本事業終了後も那覇港を継続的に利用し、将来的に年間25TEU以上を取り扱う見込みであること
 - ③ 事業対象期間内に輸送された貨物であること
 - ④ 釜山及び上海等で欧米航路等に積み換えされる貨物ではないこと
 - ⑤ 輸送ルート of シフト前後が比較できる輸送データを提供すること
- (3) 本事業における効果検証及び結果活用への協力を同意すること。

以下の内容を予定。

 - ① 本事業実施にかかるヒアリング及びアンケート調査に協力すること
 - ② 本事業のPR資料への活用を同意すること
 - ③ 本事業期間終了後も本事業に係る軽微な調査へ協力すること

※資料作成に際しては、企業名等は秘匿とし、本事業で収集された情報は本事業の趣旨以外の目的では使用しません。

7. 本事業の構成

- (1) 本事業の基本的な考え方
 - ① 本事業に応募する荷主または物流企業(以下、「応募事業者」という。)は、希望する支援について、那覇港管理組合へ一括して申請書類等を提出し、那覇港管理組合の確認を受けるものとします。
 - ② 応募事業者から提出された申請書類を基に、那覇港管理組合は応募事業者との協議の上で、具体的な支援内容と額を決定致します。ただし、交付額については、予算の範囲内で決定・交付します。
- (2) 1事業の最大支援期間

本事業適用年度に加え、翌年度まで参加可能となります。(各年度で交付申請が必要となります。)また、補助金の支払いについては、各年度で実績精算した額が確定補助金額となります。

8. 本事業における留意事項

- (1) 支援額については、「2. 支援内容」によらず、事務局側の予算の範囲内で決定する場合があります。
- (2) 国、都道府県、市町村等の各自治体及び那覇港輸出貨物増大促進事業(荷主対象)、那覇国際コンテナターミナル(株)が実施する支援事業との重複は原則認められませんが、条件によって対象となる場合もありますので、別途ご相談ください。
- (3) 応募の輸送ルートとの組み合わせ等については、下記のとおりとします。
 - ①同一の補助事業者が複数の事業(輸送ルート)を申請することについても支援の対象となります。
 - ②同種の輸送パターンであっても、最初仕出港または最終仕向港が異なる場合は別事業として支援の対象となります。ただし、それぞれの仕出または仕向港と近接する場合等は、別事業として認められない場合もありますので、別途ご相談ください。
- (4) 対象経費の確認については、下記のとおりとします。
 - ①対象経費については、輸送シフト後の BL 等の補助事業者が実際に支払ったことが確認できた分が対象となります。
(※シフト前の従前輸送の根拠資料等は必要ありませんが、要した費用等の数字はご提示をお願いします。)
(※貿易条件により対象となる範囲が異なる場合があります。)
 - ②陸上輸送費については、那覇港及び本土港湾のターミナル内と港湾周辺の保管場所間の陸上輸送費が対象となります。
 - ③保管費用については、交付決定通知を受けた補助事業者の保管費用が対象となります。(他企業に販売、所有権移転後の費用は対象外となります。)また、事業期間内の保管費用が対象となります。
- (5) 従前輸送の無い新規輸送ルート(新規の輸出入貨物)については原則対象外となりますが、条件によって対象となる場合もありますので別途ご相談ください。
- (6) 本要項によらない事項等については、別途調整により決定させていただきます。

9. 令和5年度の事業期間

(1)公募期間

公募開始日から令和5年12月31日までを予定

(2)輸送の実施期間

補助金交付決定通知日から令和6年1月31日までを予定

10. 令和4年度支援事業の実施スケジュール(流れ)

項目	時期	備考
(1)事業への応募期間	公募開始日～令和5年12月31日まで	随時受け付けしておりますが、予算の上限に達した場合等は、予告なしに募集を終了することがあります。
(2)輸送の実施期間	補助金交付決定通知日から～令和6年1月31日まで	
(3)補助金実績報告 (領収書等要提出)	令和6年2月20日まで	
(4)補助金額決定通知	令和6年3月中旬までを予定	
(5)補助金の支払い	令和6年3月末までを予定	実績精査に時間を要する場合は、支払いが遅れる場合があります。

11. 応募手続き等

(1) 応募書類等の提出

持参又は郵送(書留郵便による)により提出してください。

(2) 提出書類と必要部数等

以下の様式を一連にして、2セット(原本1セット、コピー1セット)作成し、提出してください(コピーは片面でお願いします)。

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)【※要押印】
- ② 上記第1号様式の別紙1~2
 - ・事業実施計画書(別紙1)
 - ・補助事業に要する経費の配分(別紙2)
- ③ 上記第1号様式の添付書類
 - ・会社概要(別紙3)
- ④ 那覇港輸送効率化支援事業に関する同意書【※要押印】
- ⑤ 委任状(※申請荷主に代わり物流事業者等が一連の手続きを行う場合に提出)

12. 事業期間中の提出書類(参考)

事業開始後は、以下の対応をお願いすることになります。

【事業実施時】

アンケート、ヒアリング調査へご協力をお願いします。

【事業終了後】

実績報告書及び関連書類(別添:補助金様式集参照)、その他、必要に応じて「那覇港輸送効率化支援事業補助金交付要綱」に基づき、確認に必要な書類等の提出をお願いします。

13. お問い合わせ先

那覇港管理組合 みなと振興課 企画・物流班(担当:嘉陽田)

〒900-0035 那覇市通堂町2番地1号

電話番号:098-868-2582 FAX 番号:098-862-4233

《輸送パターンのイメージ図》

Aパターン

海外から本土港湾経由で那覇港に移入されている貨物を、直接那覇港への**輸入**にシフト

従前

シフト後

輸送コスト及びリードタイムの縮減

Bパターン

海外から本土の主要港を経由し、長距離で地方の港湾周辺に陸送されている貨物を、那覇港で**輸入**し、那覇港から本土港湾への移出にシフト

従前

シフト後

**コスト縮減
環境負荷軽減
BCP対応など**

Cパターン

那覇港から本土港湾経由で海外へ輸出されている貨物を、直接那覇港からの**輸出**にシフト

従前

シフト後

輸送コスト及びリードタイムの縮減

Dパターン

本土の地方の港湾から長距離で陸送し、本土主要港を経由して海外へ輸出されている貨物を、那覇港で移入し海外への**輸出**にシフト

従前

シフト後

**コスト縮減
環境負荷軽減
BCP対応など**